

作業班長認定手続の要点

本書は、教育並びに資格認定要項や現場代理人の実務歴ポイント制の導入に伴い、作業班長の認定手続きが煩雑化しているため、実務者用として要点を取りまとめたものである。

1. 教育

- ・作業班長教育実施計画に基づく「一般教養(7時間)」、「安全衛生管理(33時間)」、「施工管理(5時間)」、「技能(基礎100時間、組立50時間、架線110時間)の4科目を履修させ、作業班長として適していることを、会員会社が判断した者であること。なお、内申書「教育・講習受講歴」欄には最終受講年月を明記する。
- ・労働安全衛生規則で定める「職長等の教育」を修了していること。なお、内申書「教育・講習受講歴」欄には修了年月および受講番号を明記する。

2. 実務経験

以下送電工事にかかわる実務経験を有している者

- ・技術系大学・短大(専門学校含む)・高専 3年以上
- ・技術系高等学校 5年以上
- ・その他 7年

3. 指導監督の実務経験

対象となる職務で、対象となる工事を2年以上経験した者。なお、資格職種別の3職種のうち、同一者が2職種以上重複して申請する場合の指導監督的な実務経験年数は、職種ごとにそれぞれ8ヶ月以上、合計2年以上あれば有効とする。

ただし、入社後1年間は、指導監督的な実務経験とは見なさない。

(1) 対象となる職務

作業指揮者、作業主任者、作業責任者

(2) 対象となる実務期間

当該工事に携わった月数

(3) 対象となる工事

区分	電圧	回線	その他条件	対象 数量	対象工種		
					基礎	組立	架線
基本工事 新設・建替	66kV	2回線	—	2基	○	○	○
以下、基本工事と同等以上と認められる工事							
新設 建替	66kV	4回線	—	1基	○	○	○
	110kV	—	—	1基	○	○	○
	66kV	—	多導体	1基	○	○	○
	66kV	2回線	※1 活線/活線接近	1基	○	○	○
	66kV	2回線	※1 市街地	1基	○	○	○
	66kV	2回線	—	1基	○1/2	○1/2	○1/2
	66kV	1回線	—	1基	○1/2	○1/2	○1/2
	66kV 未満	—	—	1基	○1/2	○1/2	○1/2
架線	66kV	※1 新幹線/高速横断/鉄道横断		2基 (1径間)			○
	66kV	電線張替工事		2km			○
	66kV	電線張替工事		2km 未満			○1/2
OPGW	—	OPGW工事		5km			○
撤去	66kV	2回線	—	2基		○	○
	66kV	4回線		1基		○	○
	110kV	—		1基		○	○
	66kV	1回線	—	1基		○1/2	○1/2
改良	66kV	2回線	※1 嵩上工事 ※1 50%超の部材交換 ※1 支柱材部材交換	2基		○	
	66kV	4回線		1基		○	
	110kV	—		1基		○	
	66kV	1回線		1基		○1/2	
	—	※1 多導体がいし連交換		2基			○

注) ※1 は内申書特記事項に記載すること。

注) 対象工種覧の 1/2 は実務経験参入期間を 1/2 とすることを示す。

これは、従前の考え方を踏襲し、基準となる 66kV・2 回線・2 基(電張は 2km)に満たない工事規模を対象とした。

注) 赤字は現場代理人の見直しと連動させた変更点を示す。

以 上